環境影響評価審査会 次第

令和元年6月7日(金) 10時00分~ ラッセホール5階 「サンフラワー」

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題 環境影響評価対象事業の追加(太陽光発電所)について
- 4 閉 会

< 資料 >

資料1:環境影響評価に関する条例における対象事業の追加について(案)

資料2:環境影響評価の審査実施状況等について

参考資料1:環境アセスメント制度の対象事業一覧表

参考資料2:太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について(答申) 参考資料3:大規模な開発行為に係る開発許可にいたるまでの主な手続

参考資料4:太陽光発電施設等と地球環境との調和に関する条例パンフレット

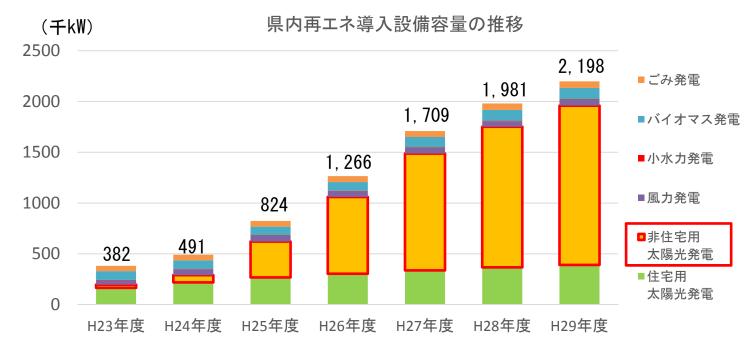
環境影響評価に関する条例における 対象事業の追加について (案)

内容

- 1 兵庫県内の太陽光発電所の設置状況
- 2 太陽光発電所の設置による環境影響等
- 3 国における太陽光発電事業に係る環境影響評価の 在り方の検討(太陽光発電事業のアセス法への追加)
- 4 兵庫県内で太陽光発電所を設置する場合の関係法令等 (環境関係)
- 5 太陽光発電所のアセス条例対象への追加の必要性
- 6 太陽光発電所の追加の考え方(案)

1 兵庫県内の太陽光発電所の設置状況

- ▶ 太陽光発電を始めとする再生可能エネルギー発電の導入は地球温暖化対策の重要な 柱であり、取組を引き続き積極的に推進していく必要がある。
- → 一方、平成24年度(2012年度)から開始された固定価格買取制度により、全国的に特に非住宅用太陽光発電の導入量が大幅に増加しており、兵庫県内においても同様の傾向にある。



▶ 兵庫県では、今後、小水力発電やバイオマス発電等の導入を積極的に進め、大規模 太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及をめざすこととし ている。

1 兵庫県内の太陽光発電所の設置状況

大規模開発及び取引事前指導要綱(大規模開発要綱)の適用となった 太陽光発電事業一覧 (H29.1以降)

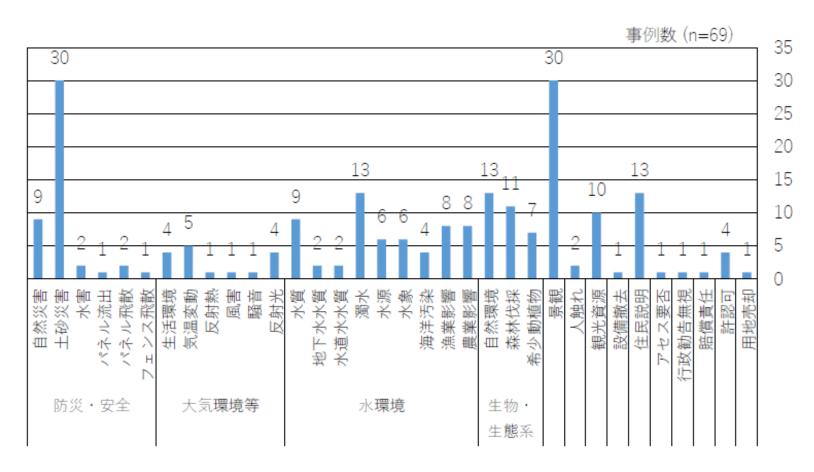
事業	事業実施場所	事業実施前 の土地状況	事業区域面積	発電出力	H31.4の状況
メガソーラー市島発電 所	丹波市市島町	ゴルフ場計画地の 跡地を利用した残 土処分場	119.06ha	2.7万kW	工事中
パシフィコエナジー夢前 メガソーラー発電所	姫路市夢前町	ゴルフ場跡地	134.56ha	5万kW	工事中
A発電所	姫路市砥堀	山林	169.56ha	5.7万kW	未着工
B発電所	姫路市安富町	山林	15.1ha	0.7万kW	未着工
パシフィコエナジー赤穂 メガソーラー発電所	赤穂郡上郡町	ゴルフ場跡地	208.40ha	6万kW	工事中
ヘップ上郡発電所	赤穂郡上郡町	山林	33ha	1万kW	工事中
C発電所	南あわじ市阿万東 町	ゴルフ場計画地の跡地	22ha	0.7万kW	未着工

大規模開発要綱の対象:10ha以上の開発行為

大規模な太陽光発電所は山林を開発して設置する事例も出てきている

2 太陽光発電所の設置による環境影響等

全国の新聞掲載事例調査結果(調査期間:平成28年1月1日~平成30年7月11日)



- ①土砂災害等の自然災害の発生
- ②景観への影響
- ③濁水の発生や水質への影響

- ④森林伐採等の自然環境への影響
- ⑤住民説明の不足 など

2 太陽光発電所の設置による環境影響等

兵庫県での太陽光発電所による健康影響に係る苦情等の例

- ➤ 苦情等が寄せられた<u>事業の事業実施前の土地利用</u>については、<u>「林地」</u>が 最も多く、「国立公園」や「風致地区」を含むものもあり。「工場跡地」は 1件。
- ➤ 苦情等が寄せられた<u>事業の事業実施前の地形</u>については、<u>「大部分が斜面</u> であり、一部が平坦な地形」が最も多かった。
- ➤ 苦情等の内容は、「工事中の騒音・振動」、「供用時の騒音」、「景観」、「反射光」、「土砂災害」等。
- ▶ 面積の大小に関わらず、苦情等は発生。

太陽光発電施設における環境影響評価に係る実態把握調査(環境省H30.9)への兵庫県の回答より

調査方法:県民局環境課へ照会

2 太陽光発電所の設置による環境影響等

太陽光発電所の設置例(環境省の検討会資料より抜粋)



森林を伐採し、人家背後に設置される例



100haを超える大規模事例

他の面整備事業では通常見られない住居地域の近接した斜面に設置される事例や、平地に大規模に設置される事例がある。

3 国における太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方の検討(太陽光発電事業のアセス法への追加)

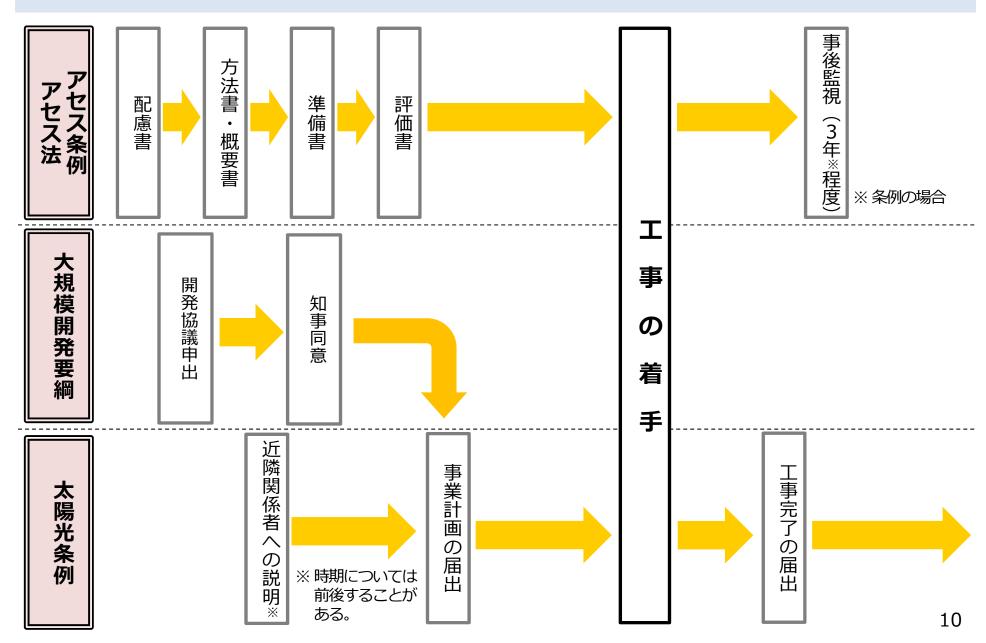
- 中央環境審議会から「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」 (2019年4月)として、以下の答申が出された。
 - 大規模な太陽光発電事業をアセス法の対象とすべき。
 - ② 他の面整備事業の規模要件*の水準並びに面積と出力との関係を踏まえ、 第一種事業は4万kW以上を、第二種事業は3万kW以上4万kW未満を規模 要件とすることが適当。
 - ③ 工事中の粉じん・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・ 生態系、景観・人と自然とのふれあい活動の場、廃棄物、パワーコンディ ショナーからの騒音、反射光等を環境影響評価項目として選定
 - ④ 地域との共生に向けた様々な施策を総合的に進め、太陽光発電事業の適切な導入促進を図ることが重要。
 - ※アセス法では、面整備事業の規模要件については、施行区域の面積100ha以上を 第一種事業、その75%に相当する75ha以上を第二種事業とすることを基本とし ている。

4 兵庫県内で太陽光発電所を設置する場合の関係法令 等(環境関係)

法令	目的	内容	審査	の観点	手続開始 時期
アセス法 ^{※1} (アセス条例) ^{※2}	●環境影響評価に関して必要な手続を定める ●環境の保全と創造について適正な配慮	事業者自らが環境影響に ついて調査・予測・評価を 行い、結果を公表、一般 や自治体等から意見を聴 き、環境保全の観点から よりよい事業計画を作る	<u>ベスト追求型</u> (各法令に基づ く基準は守られ ているという前 提)	大気質、水質、 動植物、景観、 廃棄物等に対し 適切な環境配慮 がされているか	<u>事業計画立案</u> <u>段階</u> (着工の約3年 以上前)
大規模開発 要綱 ^{※ 3} (H29.1変更)	●国土利用計画法の 円滑な施行と県土の適 正な利用 ●無秩序な土地利用の 防止	開発行為を行うのに要す る法令等の手続に入る前 に事前に協議を行い知事 の同意を得る	<u>基準クリア型</u> (各法の基準)	個別法(森林法、 道路法、急傾斜 地法等)の許可 等の取得が見込 まれる事業かど うか	<u>事業計画決定</u> 後 (着工の約1~ 1年半前)
太陽光条例 ※ 4 (H29.3制定)	●太陽光発電施設等 の設置等に関して必要 な事項を定める ●太陽光発電施設等と 地域環境との調和	太陽光発電等を設置する際に施設基準への適合、 近隣関係者への説明、事前の届出を行う	<u>基準クリア型</u> (施設基準)	施設基準(景観、 緑地保全、防災 上の措置、安全 性の確保、廃止 後の措置等)を 満足するか	<mark>事業実施直前</mark> (着工の60日 前)

- ※1 アセス法:環境影響評価法
- ※2 アセス条例:環境影響評価に関する条例
- ※3 大規模開発要綱:大規模開発及び取引事前指導要綱
- ※4 太陽光条例:太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

4 兵庫県内で太陽光発電所を設置する場合の関係法令 等(環境関係)



4 関係法令等の対象規模

規模	0~10	10~20	20~50	50~	100 ha	100 ha∼
法令	ha	ha	ha		75~100ha	(4万kW相当)
アセス法 (改正後) (R2.4.1予定)		(対	象 外)		[第2種事業] アセス実施の スクリーニング	[第1種事業]・アセス手続・事後調査*1
アセス条例			(対	象 外)	
上 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	(対象外)		自	然環境調査(の実施	
大規模開発要綱 		指導なし	知事同意に際し 1季を指導	知事	同意に際し3	季を指導
太陽光条例	(対 対 象 [施設 外	部0.1)ha〜 基準]景観と 廃止後	この調和、緑地の 後の措置、その他	•	上の措置、安全 動、保守点検	

^{※1} 事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合等に1回のみの実施に限定、行政への報告書の提出の義務なし。

5 太陽光発電所のアセス条例対象への追加の必要性

太陽光発電所をめぐる社会情勢の変化

- ➤ <u>固定価格買取制度創設前</u>(2012年度より前)は<u>太陽光の設置件数も少なく、</u>また、設置されたとしても<u>遊休地への設置</u>が多かった。
- ➤ しかし、<u>固定価格買取制度創設後、</u>買取価格の高さもあり、設置費用が が買取価格でペイできるようになったため、<u>急激に設置が進み、</u>また<u>大規</u> <u>模化、</u>さらには敷地を<u>開発してまで設置する例</u>(市街地や平坦地だけでな く山林や通常開発が行われない急斜面地への設置)が増加。
- ➤ その結果、設置工事や供用による<u>周辺住民の生活環境への影響が危惧</u>されるようになってきた。
- → 一方、このような社会情勢の変化を受け、国において太陽光発電のアセ ス対象化の検討が始まり、2019年4月に中央環境審議会から答申が出され た。
- ▶ 今回、国がアセス法の対象事業に追加することから、県においても法と 条例の一体的な運用を図るため、太陽光発電所のアセス条例への追加を検 討する。

5 太陽光発電所のアセス条例対象への追加の必要性

関係法令との関係

アセス法(改正後)	 対象事業規模 ・法対象規模未満のものも県内で設置されてきており、相当程度の環境影響が生じる可能性がある 事後調査 ・事後調査を行う条件が限定されており、実施回数も1回のみ・行政への提出の義務なし(公表のみ)
大規模開発要綱	●県土の適正な利用と無秩序な土地利用の防止が目的 ●事業計画決定後の手続となる
太陽光条例	●太陽光発電施設等と地域環境との調和が目的●事業実施直前の手続となる

- より小規模の事業についても計画立案段階から調査・予測・評価及び環境保全措置 の実施を可能とする
- 事後監視調査の確実な実施、事後監視調査報告書の県への提出がされるようにする

これらを担保した透明性の高い環境影響評価により住民の不安を軽減し、太陽光発電所と 地域との共生を図るため

太陽光発電所をアセス条例対象に追加する

6 太陽光発電所の追加の考え方(案)

(1)太陽光発電所の追加

- ➤ アセス条例では、土地の形質の変更、工作物の新設等の事業として、 道路の建設、下水終末処理場等、17種の開発整備事業を対象としてい る。(参考資料 1)
- ➤ 発電所の建設としては、現在、以下の発電所の新設及び増設が対象と なっている。

発電所 : 水力発電所

火力発電所(地熱、その他)

原子力発電所

風力発電所

▶ 開発整備事業として、新たに、太陽光発電所を追加することが適当である。

6 太陽光発電所の追加の考え方(案)

(2)対象とする事業規模

- ① アセス法では、政令改正し、太陽光発電事業について、第一種事業を出力(交流)4万kW(事業区域面積100ha相当)以上とする予定。しかし、兵庫県内では、この事業区域面積規模を下回る太陽光発電所が計画されてきている。
- ② 自然環境への影響が大きくなるのは、山地や森林等に大規模太陽光 発電所を設置する場合であることから、アセス条例の特別地域におい ては特に配慮する必要がある。

6 太陽光発電所の追加の考え方(案)

(2)対象とする事業規模(つづき)

- i ③ よって、アセス法より小さな規模の太陽光発電所についてもアセス
 └ 条例の対象とすることが適当。
- ④ また、アセス条例の特別地域以外の地域であっても、通常は事業用地に利用できないような地形の土地に太陽光発電所が設置される事例があり、造成工事に伴う粉じんや水の濁りの発生、太陽光パネルによる景観の悪化等の影響があることから、特別地域と区別することなく、一律に面積の規模要件を当てはめることが適当。

		88 2	《	環境影響評価に関	関する条例	環境影響評価法		
		用牙	É整備事業	対象事業	特別地域対象事業※1	第一種事業	第二種事業	
		高速自動	加車国道	すべて	_	すべて	_	
		自動車車	p用道路(阪神高速)	4 車線~(すべて)	2 車線10km~	4 車線~(すべて)	_	
		自動車車	9用道路(一般国道)			4 車線10km~	4 車線7.5~10km未満	
			厚用道路(その他)			_	_	
			道(自専以外) ————————————————————————————————————			4 車線10km~	4 車線7.5~10km未満	
1	道路	都道府県				_	_	
		市町村道			4 車線7.5~10km未満			
			大規模林道)	4 車線10km~	2 車線10km~	幅員6.5m 20km~	幅員6.5m 15~20km未満	
		林道(そ	その他)					
		農道				_	_	
		臨港道路	各					
2	下水道	1		計画処理人口10万人~	_	_	_	
3	ダ	ジム	ダム・堰	湛水面積100ha~	湛水面積50~100ha未満	湛水面積100ha~	湛水面積75~100ha未満	
ა	又は堰	は堰	湖沼水位調節施設・放水路	_	_	改変面積100ha~	改変面積75~100ha未満	
			ごみ焼却施設	処理能力450t/日~				
4		棄物	し尿処理施設	処理能力150kl/日~		_	_	
•	処理	!施設	産廃焼却施設	処理能力450t/日~	_			
			最終処分場	埋立処分面積15ha~		埋立処分面積30ha~	埋立処分面積25~30ha未満	
			豚房施設	豚房面積7,500㎡~				
5	畜産	全施設		_	_	_		
			鶏舎等	鶏舎面積33,000㎡~				
6	飛行場	<u> </u>		滑走路延長2,500m ~	面積50ha~	滑走路延長2,500m ~	滑走路延長1, 875~2, 500m未満	
7	工場・	事業場		面積100ha~、 使用燃料15kl/時~、 排水量1万m3/日(冷却排水は30万m3/日)~	面積50~100ha未満	_	_	
		水力発電	宣 所	出力3万kW~		出力3万kW~	出力2.25万~3万kW未満	
		火力発電	『 所(地熱)	出力 1 万kW~		出力 1 万kW~	出力7,500~1万kW未満	
8	発電所	火力発電	宣所(その他)	出力7.5万kW~	_	出力15万kW~	出力11.25万~15万kW未満	
		原子力多	港電所	すべて		すべて	_	
		風力発電	電所	出力1,500kW~	出力500~1,500kW未満	出力 1 万kW~	出力7, 500~ 1 万kW未満	

^{※1} 特別地域とは、自然環境など特に保全すべき地域であり、具体的には、環境影響評価に関する条例別表第2に掲げる地域です。

^{※2} 条例の対象施設等については、環境影響評価に関する条例施行規則別表第一及び第二を参照して下さい。

BB 必		明必 数准击坐	環境影響評価に	関する条例	環境	環境影響評価法	
		開発整備事業	対象事業	特別地域対象事業※1	第一種事業	第二種事業	
	1.60± 2.=3.	都市公園	形質変更面積100ha~	面積50ha~			
9	レクリエーション 施設	運動・レジャー施設	面積100ha~	面積50~100ha未満	_	_	
	,,E.IX	ゴルフ場	形質変更面積20ha~	_			
10	公有水面の埋	立	埋立面積50ha超 又は環境保全上重要な埋立	_	埋立面積50ha超	埋立面積40~50ha以下	
11	ᅮᄴᄆᄮ	近畿圏整備法適用	造成面積100ha~、	サポエ乗F0 100k。+ #	造成面積100ha~	造成面積75~100ha未満	
11	工業団地	その他	使用燃料15kl/時~、 排水量1万m3/日 (冷却排水は30万m3/日)。	造成面積50~100ha未満 ~	_	_	
		土地区画整理事業					
		新住宅市街地開発事業			\#_\ \	# # T T	
12	住宅団地	新都市基盤整備事業		造成面積50~100ha未満	造成面積100ha~	造成面積75~100ha未満	
		宅地の造成事業(都市再生機構、中小企業基	整備機構)				
		その他			_	_	
13	流通業務団地]	造成面積100ha~	造成面積50~100ha未満	造成面積100ha~	造成面積75~100ha未満	
		新幹線鉄道	すべて	_	すべて	_	
14	鉄道又は朝	1道 普通鉄道	75 E 401	延長	77 = 401	延長	
		軌道	————延長10km~	7.5~10km未満	延長10km~	7.5~10km未満	
15	土石の採取等	<u> </u>	面積100ha~	面積50~100ha未満	_	_	
		土地区画整理事業					
		新住宅市街地開発事業					
16	複合開発 整備事業	新都市基盤整備事業	造成面積100ha~	造成面積50~100ha未満	造成面積100ha~	造成面積75~100ha未満	
	金川寺未	宅地の造成事業(都市再生機構、中小企業基	整備機構)				
		その他			_	_	
17	港湾計画		_	_	埋立て等面積 300ha~		

参考資料 2

①基本的考え方

- ○<u>大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象</u>とすべき。
- 〇法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で 条例アセスの対象とすることが考えられる。
- 〇条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的で簡易なアセスを促すべき。

②規模要件、地域特性

- 〇規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力(交流)を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準(一種100ha・二種75ha)、面積と出力の関係を踏まえ、一種4万kw・二種3万kw(交流側)を規模要件とする。
- ○太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てに アセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う(森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要)。

③環境影響評価項目の選定等

○面的な改変を行うことによる工事中の粉じん・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等への影響のほか、パワーコンディショナーからの騒音や反射光による影響について、事業特性・地域特性を踏まえて各事業者においてアセスを実施。

④地域との共生

- 〇太陽光発電事業について、<u>透明性の高いアセスを実施することで、地域の理解と受容が進む</u>。
- 〇他の法律や条例による規制措置なども組み合わせて、

 地域との共生に向けた様々な施策を

 総合的に進めることで、太陽光発電事業の適正な導入促進を図ることが重要。

太陽光発電事業に係る環境影響評価の 在り方について

(答申)

2019年4月

中央環境審議会

I はじめに

脱炭素で持続可能な社会に向けて、地域資源を活用する「地域循環共生圏」を構築し、イノベーションにより成長を牽引していくことが求められており、再生可能エネルギーはその核となる重要な要素である。2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされているところである。

その一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。これらの環境影響を踏まえ、一部の地方公共団体においては、太陽光発電事業について環境影響評価条例により環境影響評価が義務付けられているが、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)においては対象事業とされていない。

このような状況を踏まえ、2019年3月7日、環境大臣から中央環境審議会に対し、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされた。

本答申は、この諮問を受けて、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について取りまとめたものである。

Ⅱ 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方

1. 太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方

太陽光発電事業については、建物屋上や工場敷地内の空き地等に加え、森林等の中山間地域において大規模に設置する事例が増加している。新聞報道や地方公共団体へのアンケートの結果によれば、土砂災害や景観、水の濁り等の環境保全上の懸念が生じており、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することが、地域の理解も得て、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進に貢献することとなる。

適正な太陽光発電事業の導入促進のため、一部の地方公共団体において太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象としているところであるが、様々な問題が全国的に顕在化している現状に鑑み、既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。

なお、法対象とならない規模の事業については、各地方公共団体の実情に応じ、各地 方公共団体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。

また、環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきである。

今後の太陽光発電事業の実施に当たっては、太陽光発電事業者が透明性の高い環境影響評価の手続を適切に実施し、より環境の保全に配慮した事業の実施を図ることにより、従来よりさらに地域にも受け入れられやすい再生可能エネルギーの導入が促進され、これにより地球温暖化対策がより推進されていくことが可能となると考える。

2. 太陽光発電事業に関する規模要件等について

(1) 規模要件の指標について

法は、環境影響評価手続の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており (法第33条、電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条)、発電所の許認可等を行 う電気事業法は、対象施設の届出の要否を、系統接続段階の総出力(交流、kW)で区分 している。

太陽光発電事業に伴う環境影響は土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されるが、電気事業法は電気安全の観点で出力の区分に応じた必要な規制を行っており、事業区域の面積に着目した規制を行っていない。

そこで、太陽光発電事業において、面積と総出力は概ね比例関係にあることから、電気事業法との整合性の観点、また、事業者及び行政当局が法の対象事業か否かを判断する上での簡便性の観点からすれば、太陽光発電事業に関する規模要件は、総出力(kW)を指標とすることが適当である。

なお、法が規模要件の指標を総出力(kW)としても、地方公共団体が環境影響評価条例において太陽光発電事業を対象とする際に、規模要件の指標を面積(ha)とすることを否定するものではない。指標として面積を用いるか出力を用いるかについては、地方公共団体において判断するものであるが、法の規模要件と条例の規模要件の指標が異なっていても、それが、相互に補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含めることができることになることが期待される。

(2) 規模要件の水準について

我が国の環境影響評価制度においては、法と環境影響評価条例とが一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は第1条で、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について環境影響評価を行うものと定めている。規模要件の水準については、これを踏まえて設定する必要がある。そして、環境影響評価条例における第一種事業相当の規模要件については、50ha以上としている地方公共団体が最も多い。

また、太陽光発電事業において、特に環境影響が大きいのは土地の面的な改変による 影響であるが、法における土地区画整理事業などの面整備事業の規模要件をみると、施 行区域の面積が 100ha 以上を第一種事業、また、その 75%に相当する 75ha 以上を第二 種事業とすることを基本としている。

規模要件となる太陽光発電事業の総出力の水準を検討するに当たって、事業区域面積 100ha 相当の事業における平均的な出力(交流)を一つの目安として、要件としての総出力を試算すると、現時点における事業区域面積 100ha 当たりの出力(交流)は 32~37MW 程度であるが、今後の技術革新により、発電効率が向上することが想定される。

これらを踏まえると、当面、規模要件の水準は、系統接続段階の発電出力ベース(交流)において 40MW (4万kW) 以上を第一種事業、30MW (3万kW) 以上 40MW (4万kW) 未満を第二種事業とすることが適当である。

ただし、太陽光発電事業特有の環境影響に関するデータが不足していること、面積と 出力の関係についても蓄電池の併設が進むなど抜本的な状況の変化が生じる可能性があ ることから、制度運用状況も踏まえて5年程度で規模要件の見直しの検討を行うことが 適当である。

(3)地域特性について

法において、第二種事業については、地域特性等を考慮し、環境影響評価を実施すべきかどうか判定(スクリーニング)することとなっている。

スクリーニングに当たっての地域特性の考慮については、以下のような考え方を基本とすることが適当である。

- ・ 人為的な影響の比較的低い地域については、大規模な森林の伐採や裸地化に伴い、 水の濁り、斜面地で事業を実施することによる土地の安定性への影響、動植物の生 息・生育環境の消失など、環境への影響が著しくなるおそれがあり、環境影響評価を 行うべきと考えられる。
- ・ 施設の敷地等、人為的な影響の比較的高い地域については、環境影響は小さいと考えられる。ただし、住宅地の近隣に設置する場合等にあっては、供用時の騒音等の観点から環境影響評価を行うべきと考えられる。
- ・ 建物の屋上や壁面 (構造物と一体的に設置されているもの) に設置する場合については、施設の敷地等での設置に比べ、更に環境影響は小さいと考えられる。

環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入するためには、環境への影響が 懸念される地域ではなく、環境への影響が小さいと想定される地域に導入することが望 ましく、規模要件の設定や評価項目の選定など、環境影響評価の実施に当たっても、地 域特性を考慮することが必要である。

3. 環境影響評価の項目の選定等の基本的考え方について

法対象事業における評価項目については、環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項(平成9年12月12日環境庁告示第87号)を踏まえて事業の種類ごとに策定される主務省令に基づき選定することとされている。発電所事業については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号。以下「発電所アセス省令」という。)に、一般的な事業内容を想定して参考項目が定められることとなる。また、環境影響評価条例対象とした場合において、技術指針等において参考項目を定めている地方公共団体もある。

個別の案件において、どの項目を評価項目として選定するかは、事業特性・地域特性に応じて事業者が行うこととなっているが、その基本的考え方について、土地区画整理事業を代表とする面的な開発事業や、太陽光発電事業を明示的に環境影響評価の対象としている環境影響評価条例等も参考にしつつ、次のとおり整理を行った。太陽光発電事業は、立地場所が様々であることから、評価項目の選定に当たっては、個々の事業の地域特性等に応じて、評価項目の絞り込みや重点化を行い、効果的・効率的な環境影響評価を行うことが重要である。

<面的な土地改変による環境影響>

面的な土地改変による環境影響として、工事の実施に伴う影響と、存在及び供用に伴う影響がある。

工事の実施に伴う影響としては、工事中における建設機械の稼働及び工事用資材等の搬出入に伴う大気質(粉じん)・騒音・振動、工事中における建設機械の稼働や造成等の施工による一時的な影響としての水の濁り、造成等の施工による一時的な動物・植物・生態系への影響、工事用資材等の搬出入による人と自然との触れ合いの活動の場への影響、工事の実施に伴う廃棄物等の発生に伴う影響が挙げられる。

また、造成工事により放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 2 項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域(以下「避難指示区域」という。)等で事業を実施する場合等)には、放射性物質への影響が挙げられる。

存在及び供用に伴う影響としては、特に林地や傾斜地で事業を実施する場合における 土砂流出に伴う水の濁り、重要な地形・地質への影響、斜面崩壊など土地の安定性への 影響、動物・植物・生態系への影響、景観・人と自然との触れ合いの活動の場への影響 が挙げられる。水の濁り、土地の安定性については、近年の気候変動の影響による異常 気象も背景に太陽光発電事業において問題となることが多く、特に林地や傾斜地で実施 する場合には、項目として選定する必要がある。

<太陽光発電事業特有の環境影響>

太陽光発電事業特有の環境影響として、供用時におけるパワーコンディショナからの騒音と、太陽光パネルからの反射光による影響が挙げられる。太陽光パネルからの反射光による影響としては、近隣の住環境への影響、景観への影響が挙げられるほか、飛来する生物等の生態系への影響のおそれもあるとの意見もある。

また、太陽光パネルの撤去・廃棄については、固定価格買取制度による買取期間が終了した後の放置や不法投棄が懸念されている。工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、必要に応じ、撤去に伴う廃棄物について評価項目として選定することが考えられる。

4. 調査、予測及び評価手法等の基本的考え方について

法対象事業における調査、予測及び評価手法等については、発電所アセス省令に定められる参考手法を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、事業特性・地域特性を踏まえて各事業者において選定することとされている。

参考手法の検討にあたって、面的な土地改変による環境影響に関する調査、予測及び評価手法等については、既存の知見の活用が可能であるが、パワーコンディショナからの純音性の騒音など、太陽光発電事業に特有の環境影響に関する調査、予測及び評価手法等については、現時点では十分な知見が得られているとは言えず、今後の知見の蓄積を図るべきである。

また、事業特性・地域特性に応じて、環境保全措置として沈砂池の設置や排水路の設置等を行う場合には適切な維持管理を行うとともに、動物・植物・生態系に係る環境保全措置の追跡調査が必要な場合には、環境への影響の重大性に応じ事後調査を実施すべきである。

なお、法又は環境影響評価条例の対象として環境影響評価を実施する場合の技術手法と比較して、それに満たない小規模な太陽光発電事業について自主的に環境影響評価を 実施する場合の技術手法は、事業規模に見合った簡易な取組とする必要がある。小規模 な太陽光発電事業を対象とした自主的な環境影響評価の手法については、別途検討し、 ガイドライン等としてまとめるべきである。

5. 太陽光発電事業の地域との共生に向けて

太陽光発電事業を始めとする再生可能エネルギー発電事業は、地球温暖化対策の観点からも、主力電源化に向けた取組を引き続き積極的に推進していくべきものである。また、太陽光発電事業は、地域資源を活用する「地域循環共生圏」の構築のため、自律分

散型のエネルギーシステムの構築による再生可能エネルギーの地産地消、災害に強いまちづくり、農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電など、様々な課題を同時に解決し得る鍵となっている。

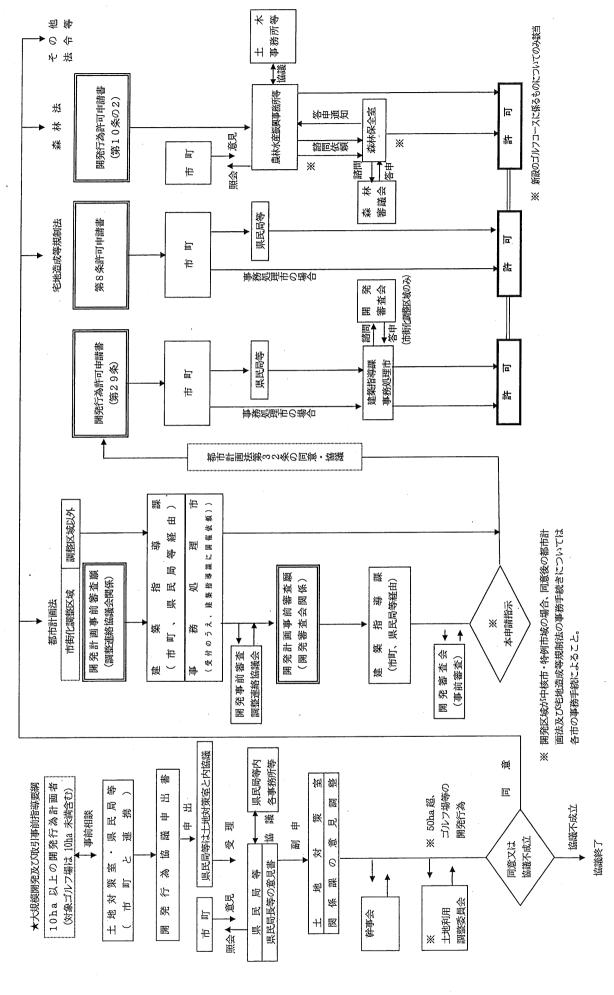
他方、設備の安全性の問題や、防災・環境上の懸念等をめぐる地域住民とのトラブル等、様々な問題も顕在化している。これらの懸念を払拭し、適正な太陽光発電事業を推進していくため、国及び地方公共団体において、様々な取組が進められている。

環境影響評価とは、事業者が環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体等の意見を聴き、それらを踏まえ環境保全措置を講じ、より良い事業計画を作り上げていく制度である。太陽光発電事業について、透明性の高い環境影響評価を実施することにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での再生可能エネルギーの健全な立地が促進されると考えられる。

しかし、環境影響評価は一定の手続を定めた規定であり、それのみで全ての問題が解決するというものではない。他の法律や条例による規制措置なども組み合わせて、国の関係省庁及び関係地方公共団体が連携し、地域との共生に向けた様々な施策を総合的に進めることで、太陽光発電事業の適正な導入促進を図ることが重要である。

地域と共生した再生可能エネルギーが、円滑に導入され、事業として発展することを 期待する。

大規模な開発行為に係る開発許可にいたるまでの主な手続



平成31年1月版

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年3月23日兵庫県条例第14号)

太陽光・風力発電施設の設置 には事業計画の届出が必要です

- ※ 建築物の屋上等に設置される施設は除きます。
- ※ 工事着手の60日前までに届出を行う必要があります。
- ※ 施設の設置には、他の法令・条例等の手続が必要となる場合があります。
- ※ 平成30年10月29日から風力発電施設が対象になりました。

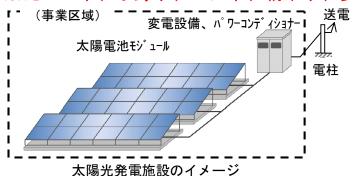
兵庫県内に太陽光又は風力発電施設を設置する際は「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」により、施設基準への適合、近隣関係者へ説明、工事着手の60日前までの事業計画の届出等が必要です。

<届出の対象となる施設>

(太陽光発電施設)

事業区域の面積が 5,000 ㎡以上※

※たつの市、小野市、三田市、朝来市、多可町の区域については 1,000 ㎡以上



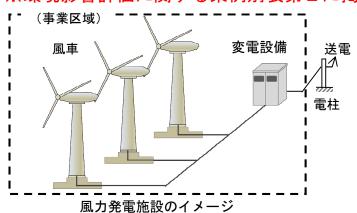


太陽光発電施設の設置例

(風力発電施設)

出力が 1,500kW 以上(特別地域*では500kW 以上)

※環境影響評価に関する条例別表第2に掲げる特別地域





風力発電施設の設置例

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の概要

1 条例制定の背景・目的

・県では、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進しているところですが、建築基準法、都市 計画法等の適用を受けない太陽光及び風力発電施設については、様々な問題等が顕在化しています。

<太陽光・風力発電施設に関する問題等>

○景観・眺望の阻害

- ○騒音・振動
- ○土地の形質変更に伴う防災機能の低下
- ○太陽光パネルの反射光による住環境の悪化

○設置計画の近隣への説明不足

- ○風車による周辺の自然環境への影響 等
- ・太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、設置等に関して必要な事項を定めることで、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に条例を制定しました。
- 2 太陽光発電施設等の設置等に関する基準 (施設基準)
- ①景観との調和及び緑地の保全に関する事項

斜面地や山頂部等の景観への配慮 法面の緑化や隣接地への遮蔽措置 色彩・材料の配慮 緑地の保全[※]

- ◎ 反射光への配慮
- ▽ 照明(サーチライトを含む) 等

②防災上の措置に関する事項

地盤の安定性・勾配

擁壁の設置・構造

法面の構造・保護

排水施設・調整池の設置

設置不適地

等

③安全性の確保に関する事項

構造耐力上主要な部分の耐久性 地盤への定着

- ◎ 太陽電池モジュールの脱落等の防止
- ▽ 風車の構造上の安全性

4)廃止後において行う措置に関する事項

撤去時の廃棄物の処理 景観・防災上の措置

等

⑤その他の事項

適切な保守点検・維持管理

▽ 動植物

◎:太陽光発電施設のみに係る基準 ▽:風力発電施設のみに係る基準

※平成30年3月30日に、山林開発を伴う事業区域の面積が50ha以上の施設について、緑地の保全の基準を追加しました。詳しくはHPの施設基準をご確認ください。

3 住民との調整

- 事業計画の届出の前に、以下の全ての近隣関係者への説明が必要です。
 - ① 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
- ② ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

筡

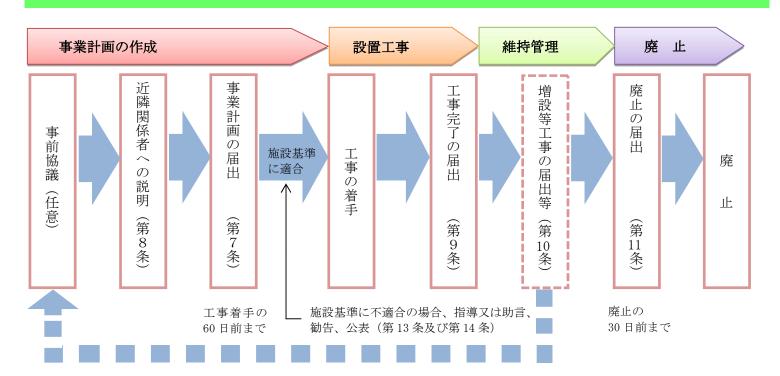
- ③ 地元自治会等に所属する関係住民
- ④ その他、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

4 届出対象

区分	設置する区域	届出の対象となる設置工事等※1
太陽光発電施設	たつの市、小野市、三田市 ^{※2} 、朝来市、 多可町の区域	事業区域の面積が 1,000 ㎡以上
	上記以外の区域 <mark>**</mark> 3	事業区域の面積が 5,000 ㎡以上
風力発電施設	県下全域	出力が 1,500kW 以上 (特別地域 ^{※4} は 500kW 以上)

- ○地域環境との調和を特に図る必要がある区域では、届出対象となる規模又は能力の引下げが可能です。
 - ※1 設置工事等とは、設置工事及び増設等工事(一定規模以上の増設、改造、事業区域の拡張等)をいい、これらの工事に伴う樹木の伐採や造成工事も含みます。
 - ※2 三田市の市街化調整区域内で、平成 31 年 4 月 1 日以後に太陽光発電施設の設置工事等に着手する場合は、 届出は不要です。
 - ※3 神戸市内で、平成31年10月1日以後に太陽光発電施設の設置工事等に着手する場合は、届出は不要です。
 - ※4 自然環境など特に保全すべき地域(環境影響評価に関する条例別表第2に掲げる地域)

5 設置工事等の届出等の標準的な流れ



6 報告の徴収等

報告の徴収

条例の施行に関し必要があると認める場合は、報告を求め、必要に応じて、指導等を行うことができます。

指導又は助言

事業計画の届出等の際、施設基準に適合しないと認める場合は、指導又は助言を行うことができます。

勧告及び公表

上記の指導に正当な理由なく従わない場合、勧告及び公表を行うことができます。

7 届出の提出窓口及び相談窓口

【届出の提出窓口】 太陽光発電施設等を設置する事業区域の所在地の市町窓口へ提出してください。

神 戸 市 住宅都市局 計画部 指導課 (市街化区域に係るもの) 078-322-5	<u>1</u> .
 経済観光局 展政部 調整区域指導課 (市街化調整区域に係るもの) 078-322-2 尼 崎 市 経済環境局 環境部 環境創造課 079-221-2 尼 崎 市 経済環境局 環境部 環境創造課 078-918-5 西 宮 市 環境局 環境室 環境総務課 計画係 078-918-5 西 宮 市 郡市登備部 都市計画課 都市計画課 都市計画課 0799-24-7 芦 屋 市 都市建館部 都市計画課 都市計画課 0799-24-7 芦 屋 市 都市建館部 都市計画課 都市計画課 0797-38-2 伊 丹 市 都市建備部 都市計画課 都市計画課 0791-23-7 豊 岡 市 都市整備部 都市整備室 都市計画課 079-22-9 豊 岡 市 都市計画部 開発指導係 079-22-9 豊 岡 市 都市計画部 開発指導係 079-22-9 豊 岡 市 市民生活部 環境課 生活環境係 079-42-9 本 た つ の 市 市民生活部 環境課 生活環境係 079-42-9 宝 塚 市 市民生活部 環境課 生活環境係 079-42-8-2 宝 塚 市 環境部 建築住宅課 建築担当 0795-22-3 宝 水 市 都市整備部 建築住宅課 建築担当 0795-22-3 宝 水 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 079-43-9 川 西 市 都市政策部 建築住宅課 指導係 079-43-9 川 西 市 都市政策部 建築生宅 里山のまちづくり課 079-43-9 川 西 市 市民生活部 環境主 室 里山のまちづくり課 079-63-3 瀬 ホ 市 東島 がくり部 まちづくり課 都市整備係 079-42-8 産 山 市 まちづくり部 地域計画課 日本計画係 079-63-3 瀬 ホ 市 郡市整備部 都市計画課 都市計画係 079-63-3 瀬 ホ 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 079-63-3 瀬 ホ 市 郡市整備部 都市開発課 079-63-3 加 東 市 市民生活部 環境課 環境政策係 079-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 079-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 079-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 0795-63-8 ガ 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 072-766-8 メ 町 地域整備部 都市計画課 都市計画担当 072-766-8 メ 町 地域整備部 都市計画課 都市計画報 都市計画相当 072-766-8 メ 町 地域整備部 都市計画課 都市計画報 7079-492-9 	179
尼 崎 市 経済環境局 環境部 環境創造課 06-6489-6 明 石 市 都市局 住宅・建築室 開発審査課 078-918-5 西 宮 市 環境局 環境経務建 計画係 0799-35-3 洲 本 市 都市整備部 都市計画課 都市計画保 0799-24-7 芦 屋 市 都市整館部 建築指導課 開発指導係 0799-32-4 伊 丹 市 都市整節部 建築指導課 開発指導係 0791-23-7 豊 岡 市 都市整備部 都市計画課 7072-784-8 田 生 市 市民生活の環境課 景観政策係 0791-23-7 豊 岡 市 都市整備部 都市整備課 景観政策係 0791-23-7 豊 岡 市 都市整備部 郡市整備課 景観政策係 0791-23-7 恵 岡 市 市民生活部 環境課 理解発指導係 0791-64-3 示 徳 市 市民生活の環境課 建築担当 0795-22-3 宝 塚 市 市民部 環境課 環境係 0791-64-3 宝 塚 市 東境部 環境室 地域エネルギー課 0795-22-3 宝 塚 市 都市整備部 建築住宅課 建築担当 0795-22-3 宝 塚 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 0794-82-2 高 砂 市 まちづくり部まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 079-43-6 川 西 市 都市政策部 建築指導課 0794-82-2 高 砂 市 市民生活部 環境主室 単山のまちづくり課 079-763-1 加 西 市 市民生活部 環境主生室 里山のまちづくり課 079-552-1 東 市 市民生活部 環境主生室 里山のまちづくり課 079-552-1 東 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 079-552-1 東 元 市 市民生活部 環境主要 東 田 市 計画展 0790-62-6 東 元 市 建設部 公営住宅・開発指導課 079-552-1 東 元 市 市産生活部 環境課 環境政策係 0799-63-3 加 東 市 市民整備部 都市計画課 都市計画係 0799-64-2 東 元 市民整備部 都市野画課 都市計画係 0799-64-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 0790-63-3 和 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画相当 072-766-8 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画相当 079-760-8 新 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画 (079-492-9 0795-32-4 紅 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画課 の 079-492-9	411
明 石 市 都市局 住宅・建築室 開発審査課	583
西 宮 市 環境局 環境総務課 計画係 078-918-5 四 宮 市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課 0798-35-3 分 本 市 都市整備部 都市計画課 都市計画課 0799-24-7 万 屋 市 都市建設部 建築指導課 開発指導係 0797-38-2 伊 丹 市 都市建設部 環境課 管理係 0791-23-7 豊 岡 市 都市整備部 都市計画課 079-23-7 豊 岡 市 都市計画部 開発指導係 0796-23-1 加 古 川 市 都市計画部 開発指導課 開発指導係 0796-23-1 加 古 川 市 都市計画部 開発指導課 開発指導係 0791-43-6 元	301
西 宮 市 環境 経路 環境 学習 都市推進課 0798-35-3 洲 本 市 都市整備部 都市計画課 都市計画課 0799-24-7 芦 屋 市 都市建設部 建築指導課 開発指導係 079-7-38-2 伊 丹 市 都市活力部 都市整備室 都市計画課 072-784-8 相 生 市 市民生活部 環境課 管理係 0791-23-7 豊 岡 市 都市整備部 都市計画課 景観政策係 0796-23-1 加 古 川 市 都市計画部 開発指導課 開発指導係 079-427-9 木 た つ の 市 市民生活部 環境課 生活環境係 0791-64-3 赤 穂 市 市民生活部 環境課 生活環境係 0791-64-3 -)87
 洲本市都市整備部都市計画課都市計画係 0799-24-7 芦屋市都市建設部建築指導課開発指導係 0797-38-2 伊丹市市都市技活部都市整備室都市計画課 072-784-8 相生市市民生活部環境課管理係 0791-23-7 豊岡市都市整備部都市整備課景観政策係 0796-23-1 加古川市都市計画部開発指導課開発指導係 0791-64-3 加古川市都市計画部開発指導課開発指導係 0791-64-3 赤穂市市民生活部環境課生活環境係 0791-64-3 赤穂市市民部環境課課集生活環境係 0791-43-6 西店市市民部環境課課集集進期 0797-77-2 末市市民部環境室地域エネルギー課 0797-77-2 末市市市民衛部建築住宅課指導係 0794-82-2 高砂市まらづくり部まらづくり推進室都市政策課まちづくり係 079-443-9 川西市都市整備部建築住宅課指導限 072-740-1 小野市地域振興部まちづくり推進室都市政策課まちづくり係 079-463-1 加西市都市整備部都市計画課都市計画係 0790-42-8 篠山市まちづくり部地域計画課景観室 079-559-5 黄文市まち整備部土地利用未来課土地利用・管理グループ 079-664-1 丹波市建設部公営住宅・開発指導課開発指導係 0790-42-8 藤文市市ま整備部都市計画課都市計画係 0799-64-2 京本市本市整備部都市計画課都市計画係 0799-64-2 京本市市民協働部生活環境課環境政策係 0795-32-4 新市市民協働部生活環境課環境政策係 0795-32-4 新市市民協働部都市財画課都市計画組当 072-760-8 新市市民協働部都市政策課都市計画組当 072-763-2 新丁世域整備部都市財画課都市計画課)29
芦屋市 都市建設部 建築指導課 開発指導係 0797-38-2 伊丹市 都市活力部 都市整備室 都市計画課 072-784-8 相生市 市民生活部 環境課 管理係 0791-23-7 豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係 079-427-9 加古川市 都市計画部 開発指導課 開発指導係 079-427-9 木 つの市 市民生活部 環境課 生活環境係 0791-43-6 西 店 建設水道部 建築住宅課 建築担当 0797-72-23 宝 京市 環境部 環境室 地域エネルギー課 0794-82-2 三 木市 都市整備部 建築住宅課 指導係 0794-82-2 高 砂市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 079-443-9 川 西市 都市政策部 建築指導課 072-740-1 小 野市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 079-452-1 本 三 田市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 079-559-5 加 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 079-664-1 資 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ 079-664-1 丹 波市 建設部 全営住宅・開発指導課 開発指導係 0795-742-6 南 来市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 079-63-3 水 市 市民生活部 環境課 環境政策係 079-63-3 水 市 市民と活部 環境課 環境政策係 079-63-3 水 市 市民と活部 環境課 環境政策係 079-63-3 水 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 079-63-3 水 市 市民協働部 本市政策開発 079-66-8 次 市 市民協働部 本市政策議	318
 伊 丹 市 都市活力部 都市整備室 都市計画課 172-784-8 相 生 市 市民生活部 環境課 管理係 1791-23-7 曹 両 市 都市整備部 都市整備課 景観政策係 179-427-9 土 九 川 市 都市計画部 開発指導課 開発指導係 179-427-9 土 九 一 市 市民部 環境課 生活環境係 市 市民部 環境課 生活環境係 市 市民部 環境課 建築担当 1797-77-2 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 建築担当 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 高 砂 市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 179-43-6 川 西 市 都市政策部 建築指導課 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 1794-63-1 本 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 1790-42-8 議 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 資 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 1790-664-1 丹 汝 市 建設部 公営住宅・開発指導係 1799-664-1 丹 汝 市 建設部 全設課 都市計画係 1799-664-2 南 あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 1799-664-2 南 本 市 都市整備部 都市財産課 1799-664-2 京 市 市民生活部 環境課 環境政策係 1799-63-3 次 路 市 都市整備部 都市財画課 都市計画係 1799-64-2 ※ 路 市 都市整備部 都市財産課 1799-64-2 ※ 路 市 市民生活部 環境課 環境政策係 1799-63-3 市 市民生活部 環境課 環境政策係 1799-64-2 ※ 路 市 市民生活部 環境課 環境政策係 1799-63-3 3790-63-3 48 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 1795-43-0 3795-43-0 	311
相 生 市 市民生活部 環境課 管理係 0791-23-7)71
豊 岡 市 都市整備部 都市整備課 景観政策係 0796-23-1 加 古 川 市 都市計画部 開発指導課 開発指導係 079-427-9 たっの市 市民生活部 環境課 生活環境係 0791-64-3 赤 穂 市 市民部 環境課 建築担当 0795-22-3 宝 塚 市 環境部 環境室 地域エネルギー課 0797-77-2 元 木 市 都市整備部 建築住宅課 建築担当 0797-77-2 元 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 079-482-9 川 西 市 都市政策部 建築指導課 072-740-1 小 野 市 地域振興部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 079-443-9 川 西 市 都市政策部 建築指導課 072-740-1 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 0794-63-1 至 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 079-559-5 加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 0790-42-8 養 父 市 まちづくり部 地域計画課 景生地利用・管理グループ 079-664-1 丹 波 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 0799-552-1 南 おつじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 0799-64-2 南 ホカじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 0799-64-2 南 ホ 市民生活部 環境課 環境政策係 0790-63-3 小 東 市 市民生活部 環境課 環境政策係 0790-63-3 イ 第 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 072-766-8 イ 第 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 072-766-8 イ 第 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 079-63-22-4 イ 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画担 079-492-9 イ 1079-492-9 イ 1079-492-9)66
豊 岡 市 都市整備部 都市整備課 景観政策係 0796-23-1 加 古 川 市 都市計画部 開発指導課 開発指導係 079-427-9 た つ の 市 市民生活部 環境課 生活環境係 0791-64-3 赤 穂 市 市民部 環境課 乗送機工 0795-22-3 宝 塚 市 環境部 建築住宅課 建築担当 0797-77-2 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 0794-82-2 三 木 市 都市政策部 建築指導課 079-43-9 川 西 市 都市政策部 建築指導課 072-740-1 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 0794-63-1 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 079-559-5 加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 0790-42-8 養 父 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 079-552-1 養 父 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 079-552-1 所	131
 ★ た つ の 市 市民生活部 環境課 生活環境係 ★ た つ の 市 市民生活部 環境課 生活環境係 ★ 穂 市 市民部 環境課 環境係 ○ 791-64-3 ※ 穂 市 市民部 環境課 環境係 ○ 791-43-6 西 脇 市 建設水道部 建築住宅課 建築担当 宝 塚 市 環境部 環境室 地域エネルギー課 ○ 797-77-2 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 高 砂 市 まちづくり部 まちづくり課 第年整備係 ○ 794-43-9 川 西 市 都市政策部 建築指導課 ○ 797-40-1 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 ○ 799-63-1 ★ 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 ○ 790-42-8 篠 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ○ 790-42-8 篠 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ○ 790-64-1 丹 波 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 ○ 795-74-2 南あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 ○ 799-64-2 京 東 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ○ 799-64-2 京 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 ○ 799-64-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 ○ 795-32-4 新 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 ○ 707-766-8 本 月 町 生活安全課 6 795-32-4 前 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画相当 ○ 707-492-9 	712
 赤 穂 市 市民部 環境課 環境係 四 脇 市 建設水道部 建築住宅課 建築担当 ② 6795-22-3 宝 塚 市 環境部 環境室 地域エネルギー課 ○ 7097-77-2 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 高 砂 市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 ○ 709-443-9 川 西 市 都市政策部 建築指導課 ○ 709-740-1 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 ○ 709-659-5 加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ○ 709-652-1 養 父 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ○ 709-552-1 費 父 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ ○ 709-664-1 丹 波 市 建設部 公営住宅、財発指導課 開発指導係 ○ 709-74-2 南 あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 ○ 709-67-4-2 南 あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 ○ 709-67-4-2 京 東 市 都市整備部 都市開発課 次 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ○ 709-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 ○ 709-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 ○ 709-63-3 猪 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 ○ 709-63-3 和 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画担当 ○ 709-63-3 和 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画担当 	261
西 脇 市 建設水道部 建築住宅課 建築担当 宝 塚 市 環境部 環境室 地域エネルギー課 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 高 砂 市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 川 西 市 都市政策部 建築指導課 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 初79-559-5 加 西 市 都市整備部 都市計画課 影観室 夜 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 夜 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 夜 市 まちざくり部 地域計画課 景観室 夜 市 市 表生活部 環境課 開発指導係 市 おりじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 おわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 初79-64-1 丹 波 市 都市整備部 都市計画係 の799-64-2 南 あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 の799-64-2 京 東 市 市民生活部 環境課 環境政策係 の799-64-2 新 来 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 の795-32-4 指 多 可 町 生活安全課 和 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画相当 の79-49-9	
 宝 塚 市 環境部 環境室 地域エネルギー課 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 高 砂 市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 川 西 市 都市政策部 建築指導課 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 シ 799-443-9 ★ 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 市 本・整備部 都市計画課 都市計画係 ウ 790-42-8 篠 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ウ 790-42-8 養 父 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ ウ 79-552-1 ★ 朝 末 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 ウ 795-74-2 南 あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 ウ 799-43-5 ※ 弱 市 都市整備部 都市開発課 ウ 79-672-6 ※ 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ウ 799-64-2 ※ 東 市 市民生活部 環境課 環境政策係 ウ 790-63-3 オ 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 ウ 72-766-8 本 可 町 生活安全課 ウ 79-492-9 稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画課 都市計画係 ウ 79-492-9 イ 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 ウ 79-492-9 カ 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
 宝 塚 市 環境部 環境室 地域エネルギー課 三 木 市 都市整備部 建築住宅課 指導係 高 砂 市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 川 西 市 都市政策部 建築指導課 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 ※ 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 施 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 資 公 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ※ 口 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ※ 立 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 ※ 方 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 ※ 百 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ※ 百 市 本市整備部 都市開発課 ※ 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ※ 路 市 市民生活部 環境課 環境政策係 ※ 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 ※ 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 ※ 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 ★ 多 可 町 生活安全課 ※ 9 町 生活安全課 ※ 9 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 ※ 9 可 り 生活安全課 	
高 砂 市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 川 西 市 都市政策部 建築指導課 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ※ 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ※ 山 市 まちざくり部 地域計画課 景観室 ※ 文 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ 779-664-1 丹 波 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 南あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 ※ 路 市 都市整備部 都市開発課 ※ 路 市 都市整備部 都市開発課 ※ 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 779-672-6 ※ 東 市 市民生活部 環境課 環境政策係 779-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 7795-32-4 ※ 多 可 町 生活安全課 稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画任 779-492-9	
高 砂 市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係 川 西 市 都市政策部 建築指導課 小 野 市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課 加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 ※ 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 ※ 山 市 まちざくり部 地域計画課 景観室 ※ 文 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ 779-664-1 丹 波 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 南あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 ※ 路 市 都市整備部 都市開発課 ※ 路 市 都市整備部 都市開発課 ※ 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 779-672-6 ※ 東 市 市民生活部 環境課 環境政策係 779-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 7795-32-4 ※ 多 可 町 生活安全課 稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画任 779-492-9	000
 ★ 小野市地域振興部まちづくり課都市整備係 ○794-63-1 ★ 三田市市民生活部環境共生室里山のまちづくり課 ○790-42-8 篠山市まちづくり部地域計画課者市計画係 ○790-42-8 篠山市まちづくり部地域計画課景観室 ○79-552-1 養父市まち整備部土地利用未来課土地利用・管理グループ ○79-664-1 丹波市建設部公営住宅・開発指導課開発指導係 ○795-74-2 南あわじ市産業建設部建設課都市計画係 ○799-43-5 ・ 朝来市都市整備部都市開発課 ○79-672-6 ※路市都市整備部都市計画課都市計画係 ○79-672-6 ※ 東市市民生活部環境課環境政策係 ○790-63-3 加東市市民協働部生活環境課環境政策係 ○795-43-0 猪名川町まちづくり部都市政策課都市計画担当 ○72-766-8 ★ 多可町生活安全課 稲美町地域整備部都市計画課都市計画係)33
 ★ 三 田 市 市民生活部 環境共生室 里山のまちづくり課	204
加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 0790-42-8 篠 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 079-552-1 養 父 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ 079-664-1 丹 波 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 0795-74-2 南あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 0799-43-5 ※ 郡 市 都市整備部 都市開発課 079-672-6 ※ 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 0799-64-2 ※ 粟 市 市民生活部 環境課 環境政策係 0790-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 0795-43-0 ※ 著 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 072-766-8 ※ 第 可 町 生活安全課 0795-32-4 ※ 第 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 079-492-9	384
加 西 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 0790-42-8 篠 山 市 まちづくり部 地域計画課 景観室 079-552-1 養 父 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ 079-664-1 丹 波 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 0795-74-2 南あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 0799-43-5 郊 来 市 都市整備部 都市開発課 079-672-6 ※ 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 0799-64-2 ※ 栗 市 市民生活部 環境課 環境政策係 0790-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 0795-43-0 著名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 072-766-8 第 名 川 町 生活安全課 10795-32-4 ※ 多 可 町 生活安全課 1079-492-9 ※ 1079-492-9	226
養 父 市 まち整備部 土地利用未来課 土地利用・管理グループ	753
丹 波 市 建設部 公営住宅・開発指導課 開発指導係 0795-74-2 南あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係 0799-43-5 ★ 朝 来 市 都市整備部 都市開発課 079-672-6 淡 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 0799-64-2 宍 粟 市 市民生活部 環境課 環境政策係 0790-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 0795-43-0 猪 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 072-766-8 本	118
南あわじ市 産業建設部 建設課 都市計画係	
 ★ 朝 来 市 都市整備部 都市開発課 次 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 穴 栗 市 市民生活部 環境課 環境政策係 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 7790-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 3795-43-0 472-766-8 ★ 多 可 町 生活安全課 和 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 	364
 淡 路 市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 宍 粟 市 市民生活部 環境課 環境政策係 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 オ 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 ★ 多 可 町 生活安全課 稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 0795-64-2 0790-63-3 0795-43-0 072-766-8 0795-32-4 0795-32-4 079-492-9 	
宍 栗 市 市民生活部 環境課 環境政策係 0790-63-3 加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 0795-43-0 猪 名 川 町 まちづくり部 都市政策課 都市計画担当 072-766-8 ★ 多 可 町 生活安全課 0795-32-4 稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 079-492-9	
加 東 市 市民協働部 生活環境課 環境政策係 0795-43-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0 7795-40-0	
 猪名川町 まちづくり部都市政策課都市計画担当 072-766-8 ★ 多可町 生活安全課 0795-32-4 稲美町 地域整備部都市計画課都市計画係 079-492-9 	
★ 多 可 町 生活安全課 0795-32-4 稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 079-492-9	
稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 079-492-9	
稲 美 町 地域整備部 都市計画課 都市計画係 079-492-9	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	366
神 河 町 建設課 0790-34-0	964
市 川 町 住民環境課 0790-26-1	
福 崎 町 まちづくり課 都市計画係 0790-22-0	
太 子 町 経済建設部 まちづくり課 建築係 079-277-5	
上 郡 町 建設課 まちづくり係 0791-52-1	
佐 用 町 建設課 道路河川管理室 計画推進係 0790-82-2	
香 美 町 建設課 都市整備係 0796-36-1	
新温泉町 企画課 広報情報係 0796-82-5	324

【相談・問合せ窓口】

太陽光発電施設で★印の市町の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各市町の窓口 太陽光発電施設で上記以外の区域、風力発電施設・・・・・・・兵庫県建築指導課開発指導班

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館11階

TEL: 078-362-3646 FAX: 078-362-4456

※詳細は下記 HP をご覧ください。

HP: http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html

